

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 23 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2019 年 11 月 16 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 労働基準法は、女性の生理休暇について定めている。
2. 労働災害防止計画は、毎年全国労働衛生週間に公表される。
3. 労働安全衛生規則等で決められている衛生教育の中には、作業内容変更時の教育がある。
4. 作業環境測定士の資格は、作業環境測定法で規定されている。
5. 独立行政法人労働者健康安全機構が、都道府県産業保健総合支援センターを運営している。
6. 健康診断における精度管理には全国労働衛生団体連合会による総合精度管理事業がある。
7. 有機溶剤等の区分に応じた色の表示は、第一種有機溶剤等が青、第二種有機溶剤等が黄、第三種有機溶剤等が赤である。
8. 死亡災害は、製造業、建設業、陸上貨物運送業の3業種で50%以上を占める。
9. 労働基準法にて所定労働時間は1週40時間、1日8時間までとなっている。
10. 労働安全衛生法において、事業者は、産業医の勧告を尊重しなければならないことが規定されている。
11. 労働安全衛生法の法定外の健康診断結果は個人情報保護法が規定する一般的な個人情報の保護義務が適用される。
12. 労働安全衛生法に規定される健康診断の結果についてはその事務を担当したものの守秘についても規定されている。
13. 事業者の安全配慮義務は労働安全衛生法に規定されている。
14. 安全配慮義務には事実上健康配慮義務も含まれている。
15. 衛生管理者は少なくとも毎月1回作業場等を巡視しなければならない。
16. 衛生委員会の設置は常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場に義務づけられている。
17. リスクアセスメントの実施は、リスクの見積もりの前に、情報の入手、危険性又は有害性の特定が必要である。
18. 事務所衛生基準規則では、精密な作業における照度を200lx以上にすることが定められている。
19. SDS（安全データシート）の記載内容には、組成、成分情報は含まれない。
20. 室内空気環境基準としては、炭酸ガス濃度は0.5%以下、一酸化炭素濃度は50ppm以下にする必要がある。
21. 作業環境測定の結果が第3管理区分だった場合、産業医は健康診断を直ちに行わなければならない。
22. 事務所衛生基準規則第17条では、女性労働者20人以内ごとに1個以上の女性用便所が必要である。
23. 事務所衛生基準規則では、守るべき騒音レベルの具体的な数値は記載されていない。

24. 管理濃度は、有害物質に関する作業環境の状態を管理するために、個々の労働者のばく露限界として設定されたものである。
25. B 測定の測定値が管理濃度の 1.5 倍を超えている場合は、第三管理区分となる。
26. 作業環境測定は連続 2 日間測定することになっているが、1 日測定でも可とされている。
27. 作業環境測定結果報告書のモデル様式には、衛生委員会等の意見、産業医等の意見、作業環境改善措置の内容を記入する欄がある。
28. 個人ばく露評価の定量的な測定方法には、個人ばく露濃度の測定と生物学的モニタリングがある。
29. 我が国のリスク要因別の関連死亡者数は、高血圧が最も多く、次いで喫煙となっている。
30. 快適職場環境づくりは、大企業では事業者の義務となっている。
31. 洗浄剤をより有害性の低い水溶性洗浄剤に変更することは作業環境の改善につながるが、洗浄機能が低下するなど、作業性に影響がでることを踏まえておく必要がある。
32. 防毒マスクには、「直結式」、「直結式小型」、「隔離式」の 3 種類がある。
33. 耳栓には低音域のみを遮蔽し、会話域が聞き取りやすいタイプもある。
34. 持続的な静的筋収縮が負担となる作業の代表的なものは VDT 作業である。
35. Threshold Limit Values-Ceiling (TLV-C) とは ACGIH が「毎日繰り返しばく露をされても、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がないと信じられる化学物質の空气中濃度あるいは作業環境である」と定義されている。
36. 有機溶剤はダイオキシンなどと同様に生物学的半減期が長いことで知られている。
37. 平成 31 年 4 月 1 日施行の改正労働安全衛生法では、1 か月の時間外労働時間が 100 時間を超えた労働者には、労働者の申し出があった場合、医師による面接指導を受けさせなければならないとなった。
38. 高齢者はがんに罹患する可能性が高いため、発がん化学物質を取り扱う作業に配置してはならない。
39. 成人女性であれば、重量物取り扱い作業に制限重量は設けられていない。
40. 妊娠中の体調不良について産業医が事業者に意見を述べる際は、主治医である産婦人科医の意見を尊重することが望ましい。
41. 健康増進法では、受動喫煙の防止は事業者の義務であるとされている。
42. ウイルス肝炎の無症候性キャリアに対して、定期的な通院検査を継続できれば、それ以上の就業上の措置を実施する必要はない。
43. じん肺健康診断の結果、じん肺の所見がない場合には、じん肺管理区分 A とされる。
44. ニッケルカルボニル（これをその重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務では、1 年以内毎に 1 度胸部のエックス線直接撮影が必要である。

45. 事業者は特殊健康診断を時間外に実施した場合には、時間外の割増賃金を支払わなければならない。
46. 麻疹ワクチンは1回接種していれば、入社後麻疹に罹患する可能性は低い。
47. 海外出張中にA型肝炎を発症した場合は、業務上災害となりうる。
48. 健康測定に基づく健康指導には、全員を対象にした運動指導、保健指導、心理指導、栄養指導がある。
49. トータルヘルスプロモーションプラン（THP）の健康相談の記録は、本人の同意が得られた場合、健康診断の個人票に記載しても構わない。
50. 運転業務従事者を対象とした睡眠時無呼吸症候群(SAS)の一次スクリーニング検査でEpworth Sleeping Scale(ESS)で病的な眠気がないと判断された者は、SASではないと判断できる。
51. 常時使用される労働者で、過去6ヶ月を平均して1ヶ月当たり4回以上深夜業に従事した者が、通常の定期健康診断とは別に、自ら健康診断を受けて、その診断結果を事業者に提出した場合、事業者は、医師から意見を聞き、必要なら事後措置を講じる義務がある。
52. 1週間の労働時間数が所定労働時間の4分の3未満であっても概ね2分の1以上である短時間労働者にたいしても事業者は一般健康診断を実施する義務がある。
53. 身体障害のうち、内臓の機能障害は6分野の障害が含まれる。
54. 健康保持増進対策は、事業者に対し必要な措置を講ずることを求める一方で、労働者に対してもその措置を利用して健康の保持増進に努めることを求めている。
55. 産業歯科保健において、口腔の健康保持増進対策は全身の健康づくりの観点から重要である。
56. 事業者が、海外勤務などの就労環境により予防接種を受けることを義務付けた場合でも、労働者の任意性が保証できるように配慮する必要がある。
57. HIV感染症は人権、守秘、個人と会社との関係が最も厳しく問われる感染症であり、患者本人の健康状態に合わせた雇用管理面での配慮、生活面・医療面も含めた支援体制の準備が必要である。
58. 雇入時の健康診断は、就労4か月後の健康診断と兼ねて実施できる。
59. 特殊健康診断の目的の一つに、有害因子へのばく露の程度の把握がある。
60. じん肺健康診断の結果じん肺の所見がないと認められるものは就業上の措置は不要である。
61. メンタルヘルスケアにおいて、「ラインによるケア」とは、事業場内の産業保健スタッフによる活動をいう。
62. ストレスチェックは、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ一次予防を目的として行われる。

63. 厚生労働省による「労働者健康状況調査」では、労働者のうち半数以上は強い不安、悩み、ストレスを感じている。
64. セクシャル・ハラスメントは、精神障害の労災認定において、業務による強い心理的負荷として認められうる出来事とされている。
65. 職域での肺結核への対応において最も大切なことは、呼吸器症状の有無を見逃さないことである。
66. 新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、感染症法の枠組みとは別個に扱われる法体系である。
67. 感染症法に規定された疾患が職場内で発生した場合には、産業医が必要な項目について最寄りの保健所長経由で都道府県知事に届け出なくてはならない。
68. 装具や補助器具が必要な労働者が就業に際して障害を感じる職場では、事業者などに対して、ユニバーサルデザインとなるよう改善を促すのが望ましい。
69. 「こころの耳」とは、労働者のメンタルヘルスのための、民間が開設したポータルサイトである。
70. 事業場で常時使用している労働者が25人の場合では、休養室又は休養所の設置義務はない。
71. 振動工具によるレイノー現象は、寒冷により悪化する。
72. アニリン、クロルジニトロベンゼン、フェネチジンはメトヘモグロビン血症を起こすことがある。
73. ダイオキシンは異性体ごとに毒性の強さが異なっているため、その毒性は、最も毒性の強い異性体の毒性に換算して合計した毒性等量（TEQ）を用いて示す。
74. 有機りん剤を取り扱う業務に従事する労働者には、雇入時、配置替え時、定期的に、血清コリンエステラーゼ活性値、及び、多汗、縮瞳、眼瞼及び顔面の筋線維性攣縮を健康診断項目として特殊健康診断を行うこととされている。
75. 酸化合物を取り扱う労働者に発生する可能性のある歯牙酸蝕症は、主に歯の内面（舌面）に生じる。
76. 職場の熱中症予防対策における作業環境管理で活用されている WBGT 指標の算出には、黒球温度の測定が不可欠である。
77. 紫外線障害の発生職場として炉前作業、鋳物作業、ガラス吹きが挙げられる。
78. 労働者災害補償保険の保険料は、事業主が全額負担し、労働者に負担義務はない。
79. 一般疾病（私病）のうち、過酷な条件や作業環境によって、その疾病の自然経過より急速に発症がみられたり、病勢が増悪したりする疾患を職業病という。
80. ベリリウムは慢性曝露により慢性ベリリウム症が認められ、肺がん死亡との関連が認められることから、特定化学物質第1類物質（許可物質）に指定されている。

81. カドミウム等を取り扱う業務における健康診断では、一次健診項目として門歯又は犬歯の検査が含まれる。
82. 有機溶剤中毒予防規則に記載された有機溶剤のうち、アレルギー性喘息を起こす可能性があると考えられた物質は、特定化学物質障害予防規則に移行された。
83. フッ化水素の葉傷に対する治療として、2.5%グルコン酸カルシウムゼリー製剤の塗布などがある。
84. 酸素欠乏症の自覚症状が現れるのは、空気中の酸素濃度 16%程度まで低下した場合であるから、作業場所の酸素濃度を 16%以上に保つように換気すればよい。
85. 工業的に主に使用されてきた石綿にはクリソタイル、クロシドライト、アモサイトがあるが、この中で、中皮腫の発生能が高いのはクリソタイルである。
86. じん肺管理区分が管理 3 の場合は、以前常時粉じん作業に従事し、現在は粉じん作業以外の作業に従事している者でも、じん肺健康診断は毎年 1 回実施する。
87. 職業性喘息には、すでに他の要因で発症している喘息が職場環境で悪化する、作業増悪性喘息も含まれる。
88. 指の巧緻動作は指の皮膚温度が 30℃前後、粗大動作は 20℃あたりから影響を受ける。
89. 熱中症による死亡者数は作業開始後 2 日目が最も多い。
90. 熱中症対策において、室内の冷房温度の目安は、外気温との較差を 10℃程度とする。
91. 被ばく線量は健康診断の際に使用されるが、本人には通知されない。
92. 組織や臓器の実効線量を組織の種類ごとに重みづけし、全組織・臓器について総和をとったものが等価線量である。
93. 騒音性難聴は可逆性である。
94. 手持ち振動工具の日振動曝露限界値を超えないためには、手持ち振動工具の使用時間を短くするしかない。
95. 平成 30 年の休業 4 日以上の災害性腰痛は負傷に起因する疾病の約 4 割を占める。
96. 高気圧作業において、加圧および減圧は速やかに行うことが望ましい。
97. 大阪市の印刷事業場で胆管がんが集団発生したが、その原因物質と考えられているのはトリクロロエチレンである。
98. 労働安全衛生法で製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されている物質であっても、医療分野では、あらかじめ都道府県労働局長の許可を得ることで、取り扱いが可能となる。
99. 労働衛生機関の提供する機能は、健康診断と保健指導サービスの 2 種類である。
100. 産業保健活動総合支援事業において、地域産業保健センターには専門スタッフを配置していないため、小規模事業場からの作業環境管理・作業管理に関する相談には対応が難しい。